

大阪急性期・総合医療センターにおける  
研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪急性期・総合医療センター（以下「当センター」という。）における研究活動において、研究活動上の不正行為（以下「不正行為」という。）を防止するとともに、不正行為に起因する問題が生じた場合に適正かつ迅速に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 不正行為（研究活動上の不正行為は別表のとおり）

捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ、利益相反に関する虚偽申告など、研究活動又はその成果の取りまとめ・発表の各過程における不適切な行為をいう。ただし、当該不正行為が故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではないことが根拠をもって明らかにされた場合及び科学的に適正な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合は、不正行為には当たらないものとする。

(2) 特定不正行為

前号の不正行為のうち、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、研究活動又はその成果の取りまとめ・発表の各過程における捏造、改ざん、盗用の各不正行為をいう。

(3) 研究者

当センターに所属する研究者のみならず、当センターにおいて研究活動に従事する研究者等をいう。

(4) 研究支援者

当センターの公的研究費管理・監査体制上の部署において、研究者の研究活動を支援する者をいう。

(5) 研究者等

本条第3号に定める研究者及び第4号に定める研究支援者をいう。

(6) 告発者

不正行為の疑いがあると思料し、通報窓口に通報又は情報提供（以下「通報等」という。）を行った者をいう。

(7) 被告発者

不正行為を行った疑いがあると通報等された研究者等をいう。

(8) 被告発者等

被告発者、及び、第17条の本調査により、当該不正行為に関与した疑いが生じた研究者等をいう。

(最高管理責任者)

第3条 当センターに、研究活動上の不正行為の防止等に関し、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、総長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(統括管理責任者)

第4条 当センターに、最高管理責任者を補佐し、研究活動における不正行為の防止等について実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、臨床研究支援センター長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

3 統括管理責任者は、第10条に基づき告発対応責任者より告発等を受け付けた旨の報告を受けた場合、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

4 統括管理責任者は、最高管理責任者への報告後、告発対応責任者と連携して調査等の対応にあたるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第5条 当センターに、研究倫理に関する知識を研究者等に定着・更新させるための責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、統括管理責任者をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、研究者等に対し、不正行為の防止に関し必要となる倫理規範を習得させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）及び指導を定期的に行うものとする。

3 研究倫理教育責任者は、研究者等に対し、研究データの保存についての指導及び教育を行うとともに、研究データを保存するための環境整備に努めなければならない。

4 研究倫理教育責任者は、研究者等の研究データの管理状況を定期的に点検するものとする。

5 研究倫理教育責任者は、必要に応じて研究倫理教育副責任者を置き、研究倫理教育の実質的な実施責任者とすることができる。

(公正な研究活動の推進)

第6条 公正な研究活動を推進するとともに、研究者等による不正行為を防止するため、当センターに設置した臨床研究支援センター運営委員会において、業務（研究倫理教育を含む。）の推進及び管理を行うものとする。

(研究員等の責務)

第7条 研究者等は、高い倫理性を保持し、不正行為を行ってはならない。また、研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して不正行為を未然に防止するよう努めなければならない。

2 研究者等は、倫理に関する知識を定着、更新し、自立性を高めるため、当センターが定

める研究倫理教育を受けなければならない。

- 3 研究者等は、この規程及びこの規程に基づく研究倫理教育責任者の指導等に従うとともに、第16条に基づく予備調査及び第17条に基づく本調査に協力しなければならない。

(研究データの保存及び開示)

第8条 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保とするため、実験・観察ノート、生データ（生データ、実験試料等の成果物をいい、以下「生データ等」という。）、その他の研究資料等（以下「研究データ等」という。）を一定期間適切に保存・管理し、必要な場合に開示しなければならない。

なお、研究データ等について、第三者からの検証等の目的で研究成果及び研究データ等について問い合わせがあったときは、研究者等が所属する所属長の責任において、誠実かつ適切に対応するものとする。

- 2 保存期間及び管理方法等については、以下のとおりとする。

(1) 研究活動において使用した、資料（文書、数値データ、画像など）、試料（実験試料、標本）や装置などの保存期間は、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日までの期間とする。なお、電子データは、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用できるよう保存するものとする。

(2) 前号の場合にあって次のいずれかに該当するときは、前号の規定の限りでない。

ア 保存・保管が本質的に困難なもの（不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料等）

イ 保存に多大のコストがかかるもの（生物系試料等）

(3) 所属長は、自ら管理する研究者の転出や退職に際し、当該研究活動に関わる資料のうち保存すべきものについて、次に掲げるとおり措置を講ずるものとする。

ア 原本及びそのバックアップを保管すること

イ 所在を特定すること

ウ その他必要な措置を講ずること

(4) 個人データ等、その取扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものは、それらに係る規制やガイドラインに従い、取扱うものとする。また、特定の研究活動に関する成果物の取扱いについて、配分機関との取り決め等がある場合はそれに従うものとする。

(告発等の受付窓口)

第9条 当センターの内部又は外部から不正行為（その疑いがあるものを含む。次条において同じ。）に関する告発、又は告発の意思を明示しない相談（以下「告発等」という。）を受け付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）を当センターの総務グループ（以下「総務グループ」という。）に設置するものとする。なお、告発等に関しては、大阪府立病院機構本部事務局に設置する大阪府立病院機構職員等のコンプライアンスの推進に

関する要綱に定める公益通報窓口の使用を妨げない。

- 2 前項による公益通報窓口にあった告発等は、通報窓口がこれを引き継ぎ、必要な対応を行うものとする。
- 3 通報窓口では、次の各号に掲げる業務を行うものとする。なお、通報窓口担当者は、不正防止計画推進部署である臨床研究支援センターの協力を得て、業務にあたるものとする。
  - (1) 告発等の受付
  - (2) 告発等の告発対応責任者への報告
  - (3) 告発等の受付から調査に至るまでの事務
- 4 通報窓口担当者は、通報等を受け付けるときは、その内容等について他の者が見聞きできないよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 通報窓口担当者以外の職員が告発等を受けた場合は、当該通報者に対し、通報窓口に通報等を行うよう助言しなければならない。
- 6 通報窓口の名称は、公開するものとする。

(告発対応責任者)

第10条 当センターに告発対応責任者を置き、事務局長をもって充てる。

- 2 告発対応責任者は、告発等の受付から調査に至るまでの体制の管理及び運営に関する事務を総括する。
- 3 告発対応責任者は、通報窓口担当者から報告を受けた場合、速やかに統括管理責任者に報告するものとする。
- 4 告発対応責任者は、統括管理責任者への報告後、告発等の内容を、当該告発等に関係する診療科又は部署の責任者等に通知するものとする。

(告発等の受付並びに調査及び事実確認を行う者の取扱い)

第11条 告発対応責任者は、告発等の受付及び調査について、当該告発等の事案に関し利害関係を有する者に関与させてはならない。

(告発等の受付体制)

- 第12条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、当センター職員に限らず何人も、書面(別紙様式1)、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、受付窓口に対して告発等を行うことができる。
- 2 告発等は、原則として、顕名により行われ、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正行為とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付けるものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、匿名による告発等があった場合は、その内容に応じ、顕名の告発等があった場合に準じた取扱いをすることができる。

- 4 告発等を受け付けた場合は、速やかに、告発対応責任者に報告するものとする。
- 5 告発等の内容に関し、当センターが調査を行う権限がない場合は、当該調査を行う研究機関又は配分機関にこれを回付するものとする。
- 6 告発者が行った告発等が、受付窓口において受け付けを行ったか否か、告発者自らが知り得ない方法により行われた場合は、告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は、顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。）に、これを受け付けたことを通知するものとする。
- 7 告発等の意思を明示しない相談を受け付けた場合、その内容に応じ、告発等に準じ、その内容を確認した結果、不正行為がある（本条において可能性がある場合を含む。）と足るに至る相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発等の意思があるか確認するものとする。
- 8 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められていると告発等又は相談を受け付けた場合、その内容を確認した結果、不正行為があると足るに至る相当の理由があると認めるときは、告発対応責任者は 被告発者に警告を行うものとする。ただし、当センターが被告発者の所属する研究機関ではない場合は、被告発者の所属する研究機関に事案を回付するものとする。
- 9 当センターが当該被告発者に警告を行った場合は、当センターは被告発者の所属する研究機関に警告の内容等について通知するものとする。

（告発者、被告発者の取扱い）

- 第13条 告発対応責任者は、告発等を受け付ける場合には、告発等の内容や告発者（前条第6項及び第7項に規定する相談者を含む。以下同じ。）の秘密を守るための適切な措置を講ずるものとする。
- 2 告発対応責任者は、告発者及び被告発者が特定できる情報、告発等の内容及び調査結果について、その公表まで告発者及び被告発者の意に反し調査関係者以外に漏えいすることのないよう、関係者の秘密保持を徹底するものとする。
  - 3 告発対応責任者は、調査事案が漏えいした場合には、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中に関わらず調査事案について公表することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、この限りでない。
  - 4 総長は、調査の結果、悪意（専ら被告発者に何らかの損害を与えること又は被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づく告発等であることが判明した場合には、氏名の公表、懲戒処分等（地方独立行政法人大阪府立病院機構就業規則に基づくものをいう。以下同じ。）を行うために必要な対応、刑事告発、民事訴訟、その他必要な対応を講じるものとする。
  - 5 当センターに所属する全ての者は、告発等をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
  - 6 当センターに所属する全ての者は、告発等がなされたことを理由に、被告発者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

- 7 総長は、告発者又は被告発者に対し不利益な取扱いを行った者がいた場合は、関係規程に従い、その者に対し、懲戒処分等を行うために必要な対応を行うものとする。
- 8 総長は、悪意に基づく告発等であることが判明しない限り、これを行ったことを理由に、告発者に対し、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 9 総長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者に対し、研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

(告発等の受付によらないものの取扱い)

第14条 第12条の第7項又は第8項に規定する告発の意思を明示しない相談は、相談者が告発等の意思表示をしない場合であっても、告発対応責任者の判断により、この調査を開始することができる。

- 2 学会等の科学コミュニティや報道により当センターに所属する者の研究活動における不正行為の疑いが指摘された場合、当センターに告発等があった場合に準じ、取り扱うものとする。
- 3 当センターに所属する者の研究活動における不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている場合等、当センターが、その疑いの事実(研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正行為とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。)について了知した場合には、当センターに告発等があった場合に準じ、取扱うものとする。

(調査を行う機関)

第15条 被告発者が複数の研究機関に所属する場合において、当センターが、被告発者が告発等された事案に係る研究活動を主として行っていた研究機関に該当するときは、所属する複数の研究機関と合同で調査を行うことができる。

- 2 被告発者が当センターと異なる研究機関で行った研究活動に係る告発等があった場合、当センターは、当該研究活動が行われた研究機関と合同で、告発等された事案の調査を行うことができる。
- 3 被告発者が当センターを既に退職している場合は、被告発者が現に所属する研究機関と合同で、告発等された事案の調査を行うことができる。

(予備調査)

第16条 告発対応責任者は、告発等の受付後速やかに、第17条に定める本格的な調査(以下「本調査」という。)の実施の要否を判断するため、予備調査を行うものとする。なお、予備調査においては、次の各号に掲げる内容を確認するものとする。

- (1) 研究活動における不正行為が行われた可能性、告発等の根拠として提示を受けた科学

#### 的理由の倫理性

(2) 告発等された事案に係る研究活動の公表から告発等までの期間について、研究成果の事後の検証を行う上で重要な研究データに関し、次のいずれかの保存期間の範囲内である等の合理性

- ①当該研究分野の特性に応じた合理的な保存期間
- ②当センターが定める保存期間

- 2 告発対応責任者は、第18条に定める研究不正調査委員会に対し、予備調査の実施を要請することができる。
- 3 告発対応責任者は、告発等を受け付けた場合には、告発等の受付後、原則として30日以内に、本調査の要否を判断し、総長に報告するものとする。
- 4 総長は、告発対応責任者から予備調査の報告を受け、告発等が行われた事案の本調査を実施するか否かを決定するものとする。
- 5 告発対応責任者は、総長が本調査を行わないことを決定した場合は、その理由とともに告発者に通知するものとする。この場合において、告発対応責任者は、予備調査に係る資料等を保存し、告発者の求めに応じ開示するものとする。
- 6 告発対応責任者は、第4項の結果について、当該配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

#### (本調査)

- 第17条 告発対応責任者は、前条第4項により総長が本調査の実施を決定した場合は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査の実施を通知し、調査の協力を求めるものとする。この場合において、被告発者が当センター以外の研究機関に所属している場合は、当該機関に通知するものとする。
- 2 本調査の実施に当たっては、告発者が了承した場合を除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう十分配慮するものとする。
  - 3 総長は、本調査を行う事案に係る調査方針、調査対象及び方法等について配分機関等に(第12条に定める合同で調査する研究機関を含む。以下同じ。)報告及び協議するとともに、関係省庁の研究不正対応部署に本調査の実施の決定について報告するものとする。
  - 4 本調査の実施決定後、本調査が開始されるまでの期間は、概ね30日以内とする。

#### (調査体制)

- 第18条 総長は、前二条に定める調査に対応するため、研究不正調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置し、委員長及び委員を選任するものとする。
- 2 調査委員会の委員長は、病院長をもって充てる。
  - 3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。ただし、委員の半数以上は外部有識者で構成するものとし、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
- (1) 総長が指名する当センターの職員 若干名

(2) 法律の専門家 1名以上

(3) 当センター外の有識者 若干名

4 告発対応責任者は、調査委員会が設置された場合、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

5 前項の場合において、告発者及び被告発者は、調査委員の選任結果に異議があるときは、通知が交付された翌日から起算して10日以内に、理由を付した書面（別紙様式2）により異議申立てをすることができる。

6 告発対応責任者は、異議申立てがあった場合、総長に通知するものとする。この場合において総長は、その内容を審査し妥当であると判断したときは、調査委員を交代し、告発者及び被告発者に対し、その旨を通知するものとする。

#### （調査方法・権限）

第19条 本調査は、告発等された事案に係る研究活動に関する論文及び研究データ等の精査、関係者へのヒアリング、再実験の実施等の手法により行うものとする。この場合において、被告発者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

2 調査委員会は、調査のため、再実験の実施の必要性を認める場合は、合理的に必要な期間及び機会（機器、経費等を含む。）により、これを行う。この場合において、本調査は調査委員会の指導・監督の下に行うものとする。

3 告発対応責任者は、前2項に関する調査委員会の調査権限について、別に定め、関係者に通知するものとする。

#### （本調査の対象となる研究活動）

第20条 本調査の対象は、調査委員会の判断により、告発等された事案に係る研究活動のほか、本調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。

#### （証拠の保全措置）

第21条 調査委員会は、本調査の実施に当たり、告発等された事案に係る研究活動に関し証拠となる資料及びその他関係書類等を保全する措置をとるものとする。

2 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が調査機関になっていないときは、告発等された事案に係る研究活動に関し証拠となる資料及びその他関係書類等を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

#### （本調査の中間報告）

第22条 総長は、告発等された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めがある場合においては、調査の終了前であっても、調査の進捗状況及び中間報告を当該配分機関及び関係省庁に提出するものとする。



(本調査における研究又は技術上の情報の保護)

第23条 調査委員会は、本調査の実施に当たり、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上機密保全が必要な情報が外部に漏えいすることのないよう十分配慮するものとする。

(事実の認定)

第24条 調査委員会は、調査(第16条又は第17条に定めるものをいう。本条において同じ。)を行い、不正行為の有無について事実の認定を行うものとする。

2 前項の調査の結果、不正行為があるものと認める場合は、次の各号に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 不正行為に関与した者及びその関与の状況
- (2) 当該研究活動に係る論文等及びその著者
- (3) 前号における著者の当該研究活動における役割
- (4) その他必要な事項

3 前2項の規定にかかわらず、調査の過程において、不正行為の事実の一部が確認できた場合は、速やかに事実の認定を行うものとする。

4 不正行為がないものと事実の認定を行う場合であって、調査により告発等が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せて事実の認定を行うものとする。なお、この認定に際しては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、本調査の開始後、概ね150日以内に調査した結果をまとめるものとする。

6 調査委員会は、直ちに前項の結果を総長に報告するものとする。

(不正行為を否定する場合の証明責任)

第25条 被告発者は、調査委員会の調査において、不正行為があったことを否定しようとする場合は、自己の責任において当該研究活動が科学的に適正な方法と手続きにのっとり行われたこと、論文等がそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して証明しなければならない。

(不正の有無の事実認定)

第26条 調査委員会は、告発者からの説明を受けるとともに、前条の規定による被告発者の証明及び本調査の実施により得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者等の自認等の証拠を総合的に判断し、不正行為の有無について事実認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被告発者から、不正行為に関する証拠が提出された場合において、これを否定できないときは、不正行為があったものとして事実を認定するものとする。

3 調査委員会は、被告発者が、生データ等及び試薬等本来存在すべき基本的な要素(以下「基本的な要素」という。)の不足により、不正行為があったことを否定できる証拠を示

すことができない場合は、不正行為があったものとして事実を認定するものとする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、基本的な要素を十分示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。なお、基本的な要素の不存在等が、次のいずれかに該当する場合においても同様とする。

- (1) 当該研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超える期間
  - (2) 被告発者が所属する、又は告発に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超える期間
- 4 前項における説明責任の程度及び基本的要素は、研究分野の特性に応じ、調査委員会が判断するものとする。

(本調査の結果の通知及び報告)

第27条 総長は、本調査の結果(事実認定を含む。以下同じ。)を速やかに被告発者及び被告発者(被告発者以外で研究活動に係る不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)に通知するものとする。なお、被告発者が当センター以外の研究機関に所属している場合は、その機関に対し結果を通知するものとする。

2 総長は、前項の場合において、告発等を受け付けた日から210日以内に、その事案に係る配分機関及び関係省庁の研究不正対応部署に対し、次の各号に掲げる事項を本調査の結果として最終報告書にまとめ、これを提出するものとする。なお、期限までに本調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を行うものとする。

- (1) 不正発生要因
- (2) 不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況
- (3) 再発防止計画

3 総長は、前項の規定にかかわらず、第24条第3項の規定による不正の事実の一部が確認できた場合は、配分機関及び関係省庁の研究不正対応部署にその結果を報告するものとする。

4 総長は、悪意に基づく告発等との事実認定があった場合は、被告発者が所属する研究機関に通知するものとする。

(不服申立て及び再調査)

第28条 研究活動における不正行為を行ったと認定された被告発者は、前条第1項の規定による通知書が交付された日の翌日から起算して30日以内に、理由を付した書面(別紙様式3)により、添えて調査委員会に不服申立てをすることができる。ただし、この場合において、同一理由により、再度、不服申立てを行うことができない。

2 告発等が悪意に基づくものと認定された被告発者(被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。)は、その認定について、前項の規定に準じて不服申立てをすることができる。

3 告発対応責任者は、不服申立てがあったときは、速やかに被告発者に通知し、総長に報告

するものとする。この場合において、総長は、その事案に係る配分機関等及び関係省庁等の研究不正対応部署に報告するものとする。なお、前段の規定は、不服申立ての却下及び再調査の実施を決定したときも同様とする。

- 4 不服申立ての審査は、調査委員会が行うものとする。この場合において、不服申立ての理由等が新たに専門性を要する判断が必要として総長が認めるときは、総長は、調査委員の交代、追加又は調査委員会以外の者に審査をさせることができる。
- 5 調査委員会（前項に規定する調査委員会に代わる者を含む。以下同じ。）は、不服申立ての理由等を勘案し、再調査の実施の要否について決定するものとする。なお、前段の場合において、再調査を行うことを決定した場合は、被告発者に対し、協力を求めることができる。
- 6 前項において、不服申立てを却下するものと決定した場合は、直ちに総長に報告し、告発対応責任者は、被告発者に当該決定を通知するものとする。
- 7 第5項の後段の規定による被告発者からの協力が得られない場合は、再調査を打ち切ることができる。この場合にあつては、直ちに総長に報告し、告発対応責任者は、被告発者に通知するものとする。
- 8 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その50日以内に、本調査の結果を覆すか否かを決定し、直ちにその結果を総長に報告するものとする。
- 9 告発対応責任者は、前項による結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知するものとする。この場合において、総長は、その事案に係る配分機関及び関係省庁等の研究不正対応部署に報告するものとする。
- 10 告発対応責任者は、第2項の悪意に基づく告発等と認定された告発者から不服申立てがあつた場合、告発者が所属する機関及び被告発者に通知し、総長に報告するものとする。なお、前段の報告を受け、総長は、その事案に係る配分機関及び関係省庁等の研究不正対応部署に報告するものとする。

#### （調査結果の公表）

- 第29条 総長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定があつた場合には、速やかに調査結果を公表するものとする。
- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、当センターが公表時までに行つた措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があつたと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
  - 4 総長は、研究活動上の不正行為が行われなかつたとの認定があつた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠つたことによるものでない誤りがあつた場合は、

調査結果を公表するものとする。

- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 総長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定があった場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表するものとする。

(不正行為の防止)

第30条 総長は、調査委員会において不正行為が行われたと認定されたときは、不正行為の再発防止のため、不正行為と認定された事案について、当センター内へ周知する等の必要な措置を講じるものとする。

(不正行為に対する措置)

第31条 総長は、不正行為が行われたと認定された場合、不正行為への関与が認定された者又は不正行為が認定された論文等の内容に責任を負うものとして認定された著者に対し、懲戒処分を含む次の各号に定める必要な措置等を講ずることができる。

- (1) 研究費の使用中止等
- (2) 不正行為と認定された論文等の取下げ勧告
- (3) その他不正行為排除のための措置

2 総長は、前項の措置を講じたときは、告発者、被告発者、当該措置を受けた者及び配分機関等に対して処分内容等を通知する。

3 総長は、通報等が悪質に基づくものであると認定された場合、当センターに所属する告発者の場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発、民事訴訟、その他必要な対応を講じることができる。また、告発者が当センター以外の機関に所属する場合は、当該機関に対し、当該機関の規程等に基づき適切な処置を行うよう通知する。

(不正行為がなかった場合の措置)

第32条 総長は、不正行為が行われなかったと認定された場合、本調査に際してとった措置を解除する。

2 総長は、不正行為が行われなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

(守秘義務)

第33条 この規程における不正行為の防止及び対応に携わる者は、告発等の内容その他不正行為の調査に関する事項について知り得た情報を第三者へ開示・漏洩してはならない。なお、当センターの職員等でなくなった場合も同様とする。

(庶務)

第34条 この規程に関する庶務は、事務局総務グループにおいて処理する。

(雑則)

第35条 この規程に定めるもののほか、研究活動上の不正行為の防止及び対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月22日から施行する。

「大阪急性期・総合医療センターにおける研究活動に係る不正への対応に関する要綱」を「大阪急性期・総合医療センターにおける研究活動上の不正行為の防止及び対応等に関する規程」に変更

附 則

この規程は、令和4年9月6日から施行する。

## 別表

区分		該当する行為	定義
研究活動上の不正行為	特定不正行為	捏造	存在しないデータ、研究結果等を作成すること
		改ざん	研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
		盗用	他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示のないまま流用すること
	特定不正行為以外の不正行為	二重投稿	他の学術雑誌等に既発表、又は投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿すること
		不適切なオーサーシップ	研究成果の発表物(論文)の「著者」となることができる要件を満たさない者を著者として記載すること(ギフト・オーサーシップ)、著者としての要件を満たす者を著者として記載しないこと(ゴースト・オーサーシップ)、又は当人の承諾なしに著者に加えること

別紙様式1

申 立 書

申立日:(元号) 年 月 日

(最高管理責任者)

地方独立行政法人 大阪府立病院機構  
大阪急性期・総合医療センター 総長 様

所属:

職名等:

氏名:

印

連絡先:

大阪急性期・総合医療センターにおける研究活動上の不正行為の防止及び対応等に関する  
規程第12条に基づき、下記の研究活動における不正行為について申立てを行います。

記

1 対象研究者等の所属、職名等、氏名

所 属:

職名等:

氏 名:

2 不正行為の種類:

3 不正行為の内容

4 不正行為の発生時期: 年 月

5 不正行為の発生場所

6 証拠資料(内容を記載し、添付すること)

7 対象研究資金について(わかる範囲で記入してください。)

配分機関名:

資金名称:

課 題 名:

課題番号:

8 その他参考となる事項

(元号) 年 月 日

異議申立書

(最高管理責任者)

地方独立行政法人 大阪府立病院機構  
大阪急性期・総合医療センター総長 様

所 属  
氏 名 印  
連 絡 先

(元号) 年 月 日付で通知のありました本調査委員会の構成のうち、大阪急性期・総合医療センターにおける研究活動上の不正行為の防止及び対応等に関する規程第18条第5項の規定に基づき、下記の者について異議を申し立てます。

1 委員（長）名

2 異議申立の理由



(元号) 年 月 日

異議申立書

(最高管理責任者)

地方独立行政法人 大阪府立病院機構  
大阪急性期・総合医療センター総長 様

所 属  
氏 名 印  
連 絡 先

(元号) 年 月 日付けで通知のありました調査結果について、大阪急性期・総合医療センターにおける研究活動上の不正行為の防止及び対応等に関する規程第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり異議を申し立てます。

1 異議申立に係る箇所

2 異議申立の理由